



2026年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社ミツバ  
代 表 者 名 代表取締役社長 日野 貞実  
(コード番号：7280 東証プライム)  
問い合わせ先 総務部長 谷村 良一  
(TEL：0277-52-0112)

### 株主提案権行使に係る書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2026年6月25日開催予定の第81回定時株主総会における議案について、株主提案権行使に係る書面を受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本株主提案について

##### (1) 提案株主

個人株主1名

保有議決権個数 300個

##### (2) 提案のあった議案

①定款一部変更の件(下記(3)Ⅰが該当)

②剰余金処分の件(下記(3)Ⅱが該当)

##### (3) 提案の内容(形式的な調整を除き、本株主提案書の原文通りに掲載します)

会社法第303条に基づき、下記のとおり提案する。

#### Ⅰ 1 提案の内容

社員の皆様に心より感謝しつつ、下記の理由に基づき、配当金に関する議決は株主総会の議決事項とする旨定款に定める。

#### 2 提案の理由

取締役会の議決をもって配当金に関して決定することには、『株主の意思』が全く反映されていない。1株当たり「3円(2022年3月期)」、「3円(2023年3月期)」、「6円(2024年3月期)」、「10円(2025年3月期)」、そして、「25円(2026年3月期予定・普通配当20円・創立80周年記念配当5円)」は、『十分な株主還元』又は『株主重視』と言えるのであろうか。

昨年の『定時株主総会招集ご通知』の18頁において、「株主総会においては、時間的制約等から適時の当社の状況を反映した配当決定が難しいと考えられる」という〈当社取締役会の意見〉が記載されているが、それでは、なぜ『配当金に関する議決は株主総会の議決事項』であるとしている上場企業が少なから

ず現存しているのであろうか。これらの上場企業の株主のみならず、取締役会も、「配当金に関する議決」に関して正しい議決をしていないとミツバの取締役会は主張したいのであろうか。

## II 1 提案の内容

上記 I の提案が承認された場合、改めて 2025 年度の配当金を 1 株につき 100 円(普通配当 80 円・創立 80 周年記念配当 20 円)とする。

### 2 提案の理由

(1) 少なくとも 20 年間以上に亘り、「自社株買い」及び「株式分割」が全く実施されていないということ、(2)2015 年の株価 3,575 円を、その後 10 年間以上が経過しているが未だに 1 度も超えていないということ、(3)2025 年 12 月時点の 1 株純資産(解散価値)、即ち『80 年間の永きに亘る社員の皆様の努力の結晶である利益の蓄積』が『1 株当たり 2,177 円』もあるにもかかわらず、本年 4 月 1 日の株価は 1,220 円である。

東京証券取引所が、2023 年 3 月 31 日にプライム市場等の全上場企業を対象として要請している「資本コストや株価を意識した経営の実現にむけた対応」及び 2024 年 2 月 1 日に同所が発表した「投資者の視点を踏まえた『資本コストや株価を意識した経営』のポイント事例」(傍点、提案者)の主旨に基づいた『適切な配当性向(株主還元の積極性を示す指標)に基づいた適切な配当金』がミツバの株価、即ちミツバの企業価値を向上させるためにも必要なのではないだろうか。

さらに、株式配当は年 1 回のみであるので、株主重視の観点から『中間配当』を実施するべきであろう。株主が中間配当金でミツバの株式を買い増すことも期待し得るのではなかろうか。

なお、昨年は、配当金(増配)に関する株主提案という、株主や投資者にとって極めて重要な「株主提案権行使に係る書面」を 2025 年 4 月 10 日に受領したにもかかわらず、この事実を翌 5 月 14 日まで 1 カ月以上も開示しなかったことは、極めて遺憾であり、上場企業としては有り得ない且つ有ってはならないことである。本年は、東京証券取引所の手を再び煩わせることなく『適時開示』をして頂ければ幸いです。

2 年連続の株主提案でお手数をおかけ致しますが、宜しくお願い申し上げます。

以上

## 2. 本株主提案に対する取締役会の意見

### (1) 定款一部変更の件(前記(3)Iが該当)

#### ①本株主提案の概要

本株主提案は、当社定款上に配当金に関する議決は株主総会の議決事項とする旨を定めるものであります。

#### ②当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

#### ③反対の理由

当社は、経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様への安定的な利益還元を基本方針として考えており、業績並びに配当性向及び当社を取り巻く諸事情を勘案しながら、適正な配分を行うように努めております。また、内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら、研究開発、設備投資、海外投資、新規事業投資等に有効活用し、将来の成長に繋げております。

本基本方針に基づき、当社を取り巻く経営環境の変化、当社の事業特性、株主様への公正な還元、当社の業績の今後の見通しのほか、当期の業績、内部留保や分配可能額を含む正確且つ適時の財務状況等を考慮して、配当金額を決定する必要があります。この点、上記の情報は、当社の経営に専念して従事している当社取締役会が、最も早く、正確且つ詳細に、入手し、分析できるものであり、株主総会においては、時間的制約等から適時の当社の状況を反映した配当決定が難しいと考えられることから、配当は、経営判断事項として、株主総会ではなく、

取締役会において、迅速且つ柔軟に判断することが適切であると考えております。

以上のことから、当社の剰余金の配当等の決定機関につきましては、会社法第 459 条第 1 項及び第 460 条の規定に基づき、取締役会の決議によることとしております。当社は、今後においても経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様への安定的な利益還元を基本方針とし、業績並びに配当性向及び当社を取り巻く諸事情を勘案しながら、適正な配分を行うように努めてまいります。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

(2) 剰余金処分の件（下記（3）Ⅱが該当）

①本株主提案の概要

本株主提案は、当社普通株式 1 株につき 100 円を配当するものであります。

②当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

③反対の理由

本株主提案は、第 3 号議案である、当社定款の一部変更が実施されることを前提とした提案であり、前述の通りに当社取締役会は、第 3 号議案に係る株主提案に反対をしております。当社の剰余金処分においては、前述の基本方針に従い当社取締役会にて決定しております。

また、本株主提案は、当社として確保すべき内部留保を損なうものであり、このような提案は、中長期的な企業価値向上に向けたステークホルダーへの利益還元方針とは相反する短期的な視点に立脚したものであると捉えざるを得ず、結果として中長期的な当社グループの企業価値の向上に繋がらないと判断いたします。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上